

山形県立山辺高等学校

生徒規約

学 則

第1章 総 則

第1条 本校は、山形県立山辺高等学校と称する。

第2条 本校は、学校教育法及び山形県教育委員会の定める規則により、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第3条 本校の課程、学科、修業年限及び生徒の入学定員は次のとおりとする。

課程	修業年限	設置学科	入学定員
全日制 の課程	3年	家庭	食物科 40名
			福祉科 40名
		看護	看護科 40名
専攻科	2年	看 護	40名

第2章 年度、学期及び休業日

第4条 年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 年度を分けて、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から3月31日まで

第5条 休業日は、国民の祝日に関する法律に規程する休日、日曜日並びに土曜日のほか次のとおりとする。

(1) 学年始休業日

(2) 夏季休業日

- (3) 冬季休業日
- (4) 学年末休業日

第3章 教育課程及び授業時数

第6条 本校の教育課程は別に定める。ただし、看護科においては全日制の課程と専攻科の5年一貫した教育課程を編成する。

第7条 校長は、授業を行う日数、時間数及び授業開始の時刻は別に定める。

第4章 単位数及び教育課程修了の認定

第8条 各教科・科目の単位の修得は、平素の成績を評価して校長が認定する。

2 専攻科の各科目の修得は、平素の成績を評価して校長が認定する。

第9条 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。

2 校長は、専攻科を修了したと認めた者には修了証書を授与する。

第5章 入学、休学、留学、転学及び退学

第10条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準じる学校を卒業した者、又は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) その他校長が、中学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第11条 校長は入学を志願した者について、選抜により入学を許可する。ただし、専攻科の選抜については、卒業の判定等を以って行う。

2 前項の選抜に関しては、山形県教育委員会の定めるところによる。

第12条 入学志願者は、入学願書及び出身中学校長の作成した調査書に入学者選抜手数料を添え、出身中学校長を経由して、提出しなければならない。ただし、専攻科については、入学願書のみ提出するものとする。

第13条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、校長が当該学年に在学するものと同年以上の学力があると認めた者とする。

第14条 生徒を入学させる時期は、学年の始めから30日以内とする。

第15条 入学を許可された者は、保護者等連署の誓約書に住民票抄本及び入学料を添え、入学を許可された日から20日以内に校長に提出しなければならない。

2 保護者等に変更があった場合は、保護者等連署の誓約書に住民票抄本を添え、速やかに校長に提出しなければならない。

第16条 保護者は、次の各号の一に該当する者で、その順位は各号の順序とする。

- (1) 親権者

- (2) 後見人
- (3) 生徒が18歳となる日の前日に第1号又は第2号に該当していた者
- (4) その他校長が適当と認める者

第17条 生徒は、病気その他やむをえない理由により2ヶ月以上出席できないとき、又は退学しようとするときは、その理由を付し、保護者等が連署の上、休学（退学）願いを提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、病気のために休学しようとする場合には医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は引き続き2年以内とする。

第18条 生徒は、学校教育法施行規則第93条第1項の規定による許可を受けようとするときは、保護者等が連署の上、留学願いを提出しなければならない。

第19条 生徒は、他の学校に転学しようとするときは、転学願に保護者等連署して校長に願い出なければならない。

第6章 授業料、入学料及び受験料

第20条 授業料、入学料及び入学者選抜手数料の徴収額及び徴収方法等については、山形県立高等学校の授業料等徴収条例及び同施行規則の定めるところによる。

2 校長は、授業料を正当の理由なく納入しない生徒に対しては、その登校を停止することがで

きる。

第7章 賞 罰

第21条 校長は、教育上必要と認めるときは、別に定めるところにより生徒を表彰することができる。

第22条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第23条 前条に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 免許・資格

第24条 第3条の学科のうち食物科を卒業した者は、調理師法第3条第1号の規定に基づき調理師の免許を申請することができる。

2 第3条の学科のうち、福祉科を卒業した者は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項の規定に基づき介護福祉士国家試験の受験資格が与えられる。

3 第3条の学科のうち、専攻科（看護）を修了

した者は、保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に基づき看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第9章 寄 宿 舎

第25条 寄宿舍については、山形県立山辺高等学校寄宿舍清心寮規定による。

附 則

定時制課程の学則は、昭和27年4月1日制定、施行する。

全日制課程の学則は、昭和31年4月1日制定、施行する。

昭和42年4月1日全日制、定時制合わせての学則とし、施行する。(衛生看護科設置)

昭和45年4月1日一部改正 (専攻科設置)

昭和54年4月1日一部改正 (寄宿舍設置)

昭和56年4月1日一部改正 (定時制課程廃止)

昭和61年4月1日一部改正 (食物科設置)

平成5年4月1日一部改正 (家庭科入学定員減及び第2土曜日の休業日)

平成7年4月1日一部改正 (家庭科入学定員減及び第4土曜日の休業日)

平成8年4月1日一部改正 (福祉科設置及び家庭科入学定員減)

平成14年4月1日一部改正 (衛生看護科・専攻科

(衛生看護科) 5年一貫教育に移行、学科名「看護科」に改名)

平成16年4月1日一部改正 (二学期制導入)

平成17年4月1日一部改正 (専攻科(衛生看護科)の募集停止及び専攻科(看護)の募集開始)

平成18年3月31日一部改正 (衛生看護科の閉科)

平成21年4月1日一部改正 (福祉科の特例高校認可)

平成22年3月31日一部改正 (福祉科の福祉系高校認可)

平成24年4月1日一部改正 (福祉科の特例高校廃止)

令和4年4月1日一部改正 (成年年齢の引き下げ)

生徒心得

この心得は、山辺高等学校学則をもとにして、生徒が学校内外の生活を行ううえで、日常心得しておくべきことを規定したものである。

生徒は、本校の教育目標及び教育方法とあわせて、この心得を生かして、たえず自己の確立につとめなければならない。

I. 就業に関すること

- 1 授業日は、常に8時30分までに登校し、18時30分までに下校すること。特別の事情のある者は、係りの先生に許可を受けること。
- 2 欠席、欠課、遅刻、早退をするときは、次の通りとする。
 - (1) 欠席をするときは、始業前に、必ず保護者が学校へ連絡すること。
 - (2) 遅刻をしたときは、「遅刻早退カード」に理由を記入し、検印を受けて、教科担任に提出すること。
 - (3) 早退をするときは、「遅刻早退カード」に理由を記入し、学級担任の検印、許可を受けること。

II. 礼儀に関すること

- 1 社会道徳を守り、高校生としての自覚と節度ある言動を心がける。
- 2 互いに信頼と敬意をもって、あいさつする。

- 3 言葉遣いは、ていねいで正確な表現につとめる。

- 4 常に、生徒手帳、身分証明証を携帯する。

III. 校舎・校具の使用に関すること

- 1 使用する場合は、必ず、係りの先生の許可を受け、事前に所定の校舎使用届を出す。
- 2 火気を使用する場合は、係りの先生の許可を受け、使用規定を守る。
- 3 破損・汚損した場合は、すみやかに申し出る。

IV. 保健と安全に関すること

- 1 常に健康に留意する。
- 2 スポーツ等を通して心身を鍛える。
- 3 感染症にかかったときは、医師の指示に従い、学校にその旨を連絡する。
- 4 交通規則を守り、登下校時は環境調査票に記入した経路を通る。
- 5 自転車通学を必要とする者は、自転車保険に加入のうえ、自転車通学許可願を提出する。
- 6 必要により、自動車の免許を取得しようとする者は、所定の運転免許取得許可願を提出して、許可を得なければならない。

自動車学校入校については、各科、下記の通りとする。

(申し込みは前でも可、入校は下記の期日以降)

記

食物科は、後期テスト 成績伝票提出後の冬

季休業

福祉科は、介護福祉士国家試験一次試験の翌日

看護科は、後期テスト 成績伝票提出日の翌日

注 ※評定1該当者は入校不可。補充により評定1が解消された時点で許可。

ア 入校に際しては「運転免許取得許可願・誓約書」を生徒課に提出し、「運転免許取得許可証・入校許可書」の交付を受ける。

イ 進路内定の有無は問わない。

ウ 授業日・登校日（本校の拘束時間内）の自動車学校通学は禁止とする。

エ 免許を取得しても、卒業式当日まで運転を認めない。

V. 校外生活に関すること

- 1 住所、身分等に変更がある時、または、災害、その他の事故等があるときは、すみやかに学校に届け出る。
- 2 止宿の必要があるときは、事前に所定の止宿願を提出して、許可を得る。
- 3 アルバイトは、禁止する。

経済的理由等で、長期休業以外（土日祝日、午後8時まで）に許可申請するときは、保護者同伴で担任・学年主任と面接をし、生徒課会の

審議を経て、校長の許可を得なければならない。
休業中については、別に定める。

学習成績評定及び 出席取り扱いに関する規程

第1条 教科・科目の【履修】と単位の【修得】

- 1 各教科・科目の【履修】は、年間出席時数が実施時数の3分の2以上であるものについて、年度末の成績会議を経て校長が認定する。
- 2 各教科・科目の単位の【修得】は、【履修】が認定され、かつ、評定が「2」以上のものについて、年度末の成績会議を経て校長が認定する。
- 3 1科目を複数学年にわたって【履修】する場合は、学年ごとに【修得】した単位を認定する。ただし、単一学年のみ単位【修得】した場合は、その科目の【修得】とはみなさない。

第2条 教科・科目の【評定】

- 1 各教科・科目の【評定】は、【履修】が認定されたものに対して教科・科目の担当者が行い、年度末の成績会議を経て校長が決定する。
- 2 【評定】は、前期、後期の成績を総合して下記の5段階で行う。3学年については、必要に応じて仮評定を行う。
- 3 【評定】は、高等学校学習指導要領に定める各教科・科目の目標に基づき、本校が地域や生徒の実態に即して設定した当該教科・科目の目標・内容に照らして行う。その際、「知識・技能」

(または「知識・技術」)、「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」について、教科・科目ごとの【観点別学習状況】により行う。

各段階が表示する達成の程度とは、概ね以下のとおりとする。

(1) 【観点別学習状況】

- A：「十分満足できる」状況と判断されるもの
- B：「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
- C：「努力を要する」状況と判断されるもの

(2) 【評定】

- 5：「十分満足できると判断されるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの
- 4：「十分満足できる」状況と判断されるもの
- 3：「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
- 2：「努力を要する」状況と判断されるもの
- 1：「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるもの

- 4 1科目の【履修】が複数の学年にわたるとき

は、学年ごとに成績を〔評定〕する。

第3条 定期テスト

- 1 定期テストは前期1・前期2，後期1・後期2の4回行う。3学年は後期1回とし，年3回とする。
- 2 定期テストは100点法で評価する。
- 3 テスト中の不正行為，受験拒否と認められるものは当該教科・科目の得点を無効とし，その後のテストの受験を認めない。
- 4 遅刻した場合は，開始20分までの入室・受験を認める。
- 5 体調不良等でテストを受験できない場合は，学期の評価の際，学期内のどちらかに得点があれば，欠いたテストの得点は，本人の受験した得点の8割を上限に見込み点をつけることができる。

第4条 追試験

- 1 出席停止，忌引，公欠のために受験できなかった場合は追試験を行う。追試験は，原則として所定のテスト終了の翌日から3登校日以内に実施し，その成績は得点の10割とする。
- 2 追試験を受験できない場合は当該教科・科目の平均点を基準とした見込み点とする。

第5条 成績

- 1 成績は以下の通りである。
 - (1) 〔評価点〕は，原則定期テストの点数およ

びそれに類する実習や実技，期間外の各種テストによるものとし，各定期テストのたびに〔評価点〕を定める。また，〔評価点〕は前期2においては前期の〔評価点〕，後期2および3学年の後期においては年間の〔評価点〕を定めるものとする。

- (2) 〔観点別学習状況〕の評価は，第2条3項(1)に示した3観点による。3観点は評価において同等に扱うものとし，学期毎に評価を定める。また，評価は後期2および3学年の後期においては年間の評価を定めるものとする。評価の区分は原則以下のとおりとする。

- A 70%以上
- B 50%以上
- C 50%未満

※原則平常点は〔観点別学習状況〕において評価をする。

- (3) 〔評定〕は，第2条3項(2)に示した5段階による。年度末に評定を定める。〔評定〕の区分は以下のとおりとする。

〔観点別学習状況〕の評価のAを3点，Bを2点，Cを1点とし，3観点計9点満点とする。

- 評定5 計8点以上
- 評定4 計7点
- 評定3 計5点以上

- 評定2 計4点
- 評定1 計3点

第6条 進級認定と原級留置

- 1 進級の認定は、出席日数がその学年の出席すべき日数の3分の2以上を満たし、次のいずれかに該当するものについて、成績会議を経て校長が行う。
 - (1) 各学年所定の各教科・科目及び単位のすべてを【修得】し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められたもの。
 - (2) 必履修科目をすべて【履修】し、単位未修得科目が2科目以内、または未修得の単位数の合計が6単位以内のもので、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められたもの。
- 2 次のいずれかに該当するものについては原級留置とする。
 - (1) 出席日数が、その学年の出席すべき日数の3分の2に満たないもの。
 - (2) 必履修科目で【履修】が認定されない科目があるもの。
 - (3) 必履修科目である「保健」「社会と情報」「総合的な探究の時間」のいずれかの代替科目に履修が認定されない科目があるもの。
 - (4) 3科目以上の単位未修得科目があるもの、または、未修得の単位数の合計が7単位以上

のもの。

- (5) 特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められないもの。
- 3 原級留置の場合は、その学年所定の各教科・科目を再履修するものとする。
- 4 当該学年における出席日数が授業日数の3分の2未満で、特別の事情があるときは、成績会議で審議することができる。

第7条 単位修得の追認

- 1 単位未修得科目を持って進級したものについては、本人から願い出があるときは単位追認のための指導を行う。
- 2 単位追認の指導は、原則として翌年度の5月末までに行う。
- 3 追認は、成績会議を経て校長が行う。追認による「観点別学習状況」の評価のうち1つをBとし、「評定」を2とする。

第8条 卒業の認定

- 1 卒業の認定は、次に該当するものについて、成績会議を経て校長が行う。
- 2 本校所定の必履修科目（代替科目も含む）をすべて【履修】して74単位以上を修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるもの。
- 3 転入学等、特別な事情のあるものについては、別途審議することができる。

- 4 当該学年における出席日数が授業日数の3分の2未満で、特別の事情があるときは、成績会議で審議することができる。

第9条 出欠席

生徒が欠席、欠課、早退、遅刻する場合は、保護者は理由を付して学校に届けなければならない。

第10条 出席停止・忌引等の日数

次に示す場合には、出席しなければならない日数に含めない。

- 1 学則に基づき停学を命じられた日数
- 2 学校保健安全法第19・20条による日数
- 3 非常災害時により生徒または保護者の責任に帰すことのできない場合で、校長が出席しなくともよいと認めた日数
- 4 就職試験や入学試験など進路指導に係り、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- 5 忌引日数
 - (1) 一親等(父母) 7日以内
 - (2) 二親等(祖父母 兄弟姉妹) 3日以内
 - (3) 三親等(伯叔父母 曾祖父母など) 1日※休日を含め連続した日数とし、遠隔地に赴く場合は状況に応じて必要日数を認める。
- 6 1項から5項以外の場合でも、校長が特に出席しなくてもよいと認めた日数

第11条 出席扱い(公欠)とする日数等

授業日において、次に示す校長が認めた日数・時間は、出席扱いとする。

- 1 対外試合やその他の対外活動に生徒が派遣された日数・時間
- 2 就職試験や進学のための健康診断・職場見学・学校見学の日数・時間
- 3 心臓・結核に係る検診後の精密検査受診のための時間
- 4 スクールカウンセリングの時間
- 5 1項から4項以外の場合でも、校長が特に認めた日数・時間

第12条 その他

本規程は令和4年度入学生より適用する。

(附則)

第1条 補充指導、特別審議

- 1 出席時数の不足が予測されるもの、または、【履修】認定が危ぶまれるものに対して、本人及び保護者連署の上願い出があるときは、成績会議で協議の上、長期休業中等に不足時数の補充指導を行うことができる。補充指導を行う場合は、開設年度内に行う。ただし、出席日数の補充はできない。
- 2 特別な事由等がある場合は特別審議とする。
 - (1) 年度末の成績会議の時点で【履修】の認定が保留されているが、[評定]「2」以上が見

込まれる場合は、時数補充後に成績会議を経て、[評定]を認めることができる。

- (2) 年度末の成績会議の時点で【履修】の認定が保留されているが、[評定]が「1」の場合は、第1・2学年については、時数補充後に成績会議を経て、【履修】が認定され、評定「1」とすることができる。第3学年は、時数補充及び追指導後に成績会議を経て、【履修】が認定され、[観点別学習状況]の評価のうち1つをBとし、評定「2」とすることができる。
- (3) 第3学年は、年度末の成績会議の時点で【履修】が認定されているが、追指導後に成績会議を経て、[観点別学習状況]の評価のうち1つをBとし、評定「2」とすることができる。

第2条 学校外における学修の単位

- 1 学校外における学修（技能審査）の単位については別表1に定める通りである。
- (1) 技能審査の単位認定は、本校の在学期間に合格したものに限る。
- (2) 該当科目を【履修】し、当該技能審査に合格した学年の単位として認定する。
- (3) 指導要録への記載は、「備考」の欄に増加単位の事由と増加単位数を記入するとともに、該当科目の「修得単位数」に加える。

【別表1】

	種類	実施学年	該当科目	認定単位	認定方法	備考
1	全国高等学校家庭科 食物調理技術検定 2級	食物科 第2学年 第3学年	調理	1単位	増加	合格した 学年の単位
2	全国高等学校家庭科 食物調理技術検定 1級	食物科 第3学年	調理	2単位	増加	
3	赤十字救急法基礎講習 及び 救急員養成講習修了	福祉科 第3学年	介護 総合演習	1単位	増加	

2 留学における単位の互換

- (1) 留学先の高等学校の在学に関する証明書、科目履修に関する証明書、成績に関する証明書又はこれらの写しがある場合は、学年末又は学年の途中で留学による単位の【修得】を認めることができる。この場合、学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はないが、互換できる科目がある場合は置き換える。

第3条 成績不振者の指導

- 1 各教科・科目の[評価点]が35点未満の者には、相応の追指導を行う。
- 2 成績不振者で、次のいずれかに該当する者については、学年を中心に検討し、必要に応じて保護者面談の上、指導を行う。
- (1) 各学期の[評価点]が、平均45点未満の者。
- (2) 未修得の単位数の合計が7単位以上の者。

身だしなみに関する規定

1 制服について

校外外，登下校時は，学校指定の制服を正しく着用し，品位を保つように心がける。

スカートスタイル

ボレロ，ジャンパースカート，ブラウス，リボン，校章，黒タイツまたはクルーソックス（紺，黒，白）とし，上履きは指定のズックとする。

※靴下の長さは，通常時は靴から見える長さから膝下までの範囲とし，式典等では黒タイツまたはクルーソックスとする。

※ジャンパースカート，夏用スカートの丈は膝後ろの横線とする。

※夏季（6～9月）は，夏用スカート，オーバーブラウスカポロシャツとしてもよい。

※夏季（6～9月）は，ズックに代えてナースサンダル（白）にしてもよい。

※夏季（6～9月）は，ブラウスの上に指定のカーディガンを着用してもよい。

※指定のカーディガンを着用してもよい。

スラックススタイル

ブレザー，スラックス，Yシャツ，ネクタイ，校章，クルーソックス（紺，黒，白）とし，上履きは指定のズックとする。

※靴下の長さは，通常時は靴から見える長さか

ら膝下までの範囲とし，式典等ではクルーソックスとする。

※夏季（6～9月）は，Yシャツに代えて，指定のポロシャツを着用してもよい。

※夏季（6～9月）は，ズックに代えてナースサンダル（白）にしてもよい。ただしナースサンダルを購入できない事情の生徒は，華美にならないサンダルを履いてもよい。

※指定のカーディガンを着用してもよい。

2 その他

(1) やむを得ない理由で身だしなみに関する規定が守れない場合は，「異装届」を提出する。

(2) コート類，靴，鞆等については，高校生としてふさわしいものとする。パーカー・トレーナーは認めない。

(3) 髪的加工，化粧，装飾品は認めない。

(4) 令和4年度入学生から，いずれのスタイルの制服を選択することもできる。

(5) 衣替え（6月1日，10月1日）の前後1週間は，移行期間として，夏季冬季のいずれの制服を着用してもよい。

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和5年7月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

選挙運動及び政治的活動に関する規程

学校の構内において、選挙運動や政治的活動等を行うことは、放課後、休日も含め、禁止する

スマートフォン等利用規程

- (1) 原則として、8：30から清掃終了（7校時があるときは7校時終了）までは使用不可とする。ただし、昼休み時間帯は使用を認めるが、廊下での使用は禁止とし、使用マナーを遵守する。
※図書館については終日使用禁止
- (2) 家庭からの緊急連絡は保護者から学校に連絡を入れてもらう。

休業中の生活心得

長期休業中は、自学自習による学力の充実や自己管理による健康の増進など自律的な生活態度を育成するうえで、よい機会である。

各自が興味や関心を生かしながら体験を通して心豊かでたくましい人間形成に努めるとともに、種々の事故や問題行動を防止するため、次のことに留意し有意義な生活を送る。

1 生活態度について

- (1) 学習や生活についての目標と計画を立て、規律ある生活を送る。
- (2) 体調管理に努め、特に交通事故の防止には注意を払う。
- (3) 各教科の課題や不得意科目の克服など学習は継続する。また、読書の時間も確保する。
- (4) 外出の際は端正な服装を心掛け、身分証明証を携帯すること。行き先・目的・帰宅時刻・同行者などを家族に知らせるとともに、午後9時までには帰宅し深夜徘徊は絶対にしない。
(出身中学校などを訪問するときには、制服を着用し、先生に近況を報告しよう。)
- (5) 男女交際は節度をわきまえる。密室になるカラオケ店などは男女で利用しない。
- (6) 高校生にとって不健全な場所（酒類を提供する店など）へは出入りしない。万引き・飲

図書館利用規程

令和2年4月1日 一部改正
令和5年4月1日 一部改正

1. 閲覧方式

- (1) 自由開架式による。

2. 閲覧

- (1) 図書館の開館時間は年度当初に示す時間の通りとする。
- (2) 長期休業中については別に定める。

3. 館内閲覧

- (1) 館内では随時図書資料を閲覧できる。
- (2) 新聞、雑誌は館内閲覧のみとする。
- (3) 本は大切に扱う。
- (4) 清潔、整頓を保つ。

4. 館外貸出

- (1) 貸出は、個人カードとPCシステムにより行う。
- (2) 貸出冊数は1人3冊までとし、期間は2週間とする。長期休業等については別に定める。
- (3) 禁帯出図書（辞・事典、年鑑、図版等）は、原則として貸出は行わない。
- (4) 延滞者には督促状を出すので、速やかに返却すること。
- (5) 図書を紛失した場合は、原則として現物で弁償すること。

平成27年4月22日 一部改正

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は山形県立山辺高等学校生徒会と称する。以下、略して生徒会という。

第2条 生徒会は会員の自主的な活動に基づいて、健全で明るい学校生活を築くことを目的とする。

第3条 生徒会は山形県立山辺高等学校生徒全員によって組織し、本校職員を顧問とする。

第4条 生徒会は第3章以下に規定された業務に関して決議、執行、監査の権限と責任をもつ。

第2章 議 決 機 関

第5条 本会は次の議決機関を置く。

- 1 生徒総会
- 2 代議員会

第6条 総会は会長がこれを招集する。定期総会は前期（4月）、後期（12月）の年2回開催する。ただし、会員の3分の1以上の要求がある場合や代議員および会長が必要と認めた場合に臨時総会を開催することができる。議決内容は校長に報告する。

第7条 総会は全会員の4分の3以上の出席を以て成立し、議決は出席会員の3分の2以上の多数決による。

第8条 総会の議長は生徒会選挙管理規定により

選出された者がこれに当たる。代議員会で選出された副議長は議長を補佐し、書記は記録を行う。職員は会議に出席するが議決に加わらない。

第9条 代議員会は総会に継ぐ議決機関で、議長、副議長、書記、各学級より選出された2名のHR委員で構成される。執行委員、専門委員長および職員は会議に出席するが議決に加わらない。

第10条 代議員会は会長がこれを招集し、総会および代議員会に要請のあった案件について審議し、議決は多数決による。

第11条 代議員会は次の役員を決める。

- 1 副議長 1名
- 2 監 査 2名
- 3 書 記 2名

第3章 執 行 機 関

第12条 本会は次の執行機関を置く。それぞれの委員会には職員が顧問としてつく。

- 1 執行委員会
- 2 専門委員会

第13条 執行委員会は会長、副会長、生活委員長、体育委員長、文化委員長、家庭クラブ会長、看護クラブ会長、暁紅編集委員長、および庶務、会計、議長、副議長、書記を以て構成する。

第14条 執行委員会は月1回定例会を開催し、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

第15条 執行委員会は次の事項を行う。

- 1 生徒会活動の企画立案
- 2 生徒総会および代議員会で決議された事項の執行
- 3 会計全般

第16条 生活委員会は各学級より3名の生活委員と選挙で選出された生活委員長1名で構成され、副委員長は生活委員の互選で選出される。

第17条 生活委員会は月1回定例会を開催し委員長がこれを招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは臨時に開催する。

第18条 生活委員会は次の事項を行う。

- 1 週番活動
- 2 風紀の適正化
- 3 交通安全活動
- 4 総会および代議員会より要請された事項

第19条 体育委員会は選挙で選出された体育委員長、各運動部長、各愛好会・同好会会長、および各学級3名の体育委員で構成される。体育委員長は、クラスマッチ実行委員長を兼ねる。

第20条 体育委員会は次の事項を行う。

- 1 部および愛好会の新設、存廃ならびに休部に関する事項
- 2 部活動の経過報告および計画
- 3 部活動の予算の審議
- 4 クラスマッチの運営

第21条 文化委員会は選挙で選出された文化委員長、各文化部長、各愛好会会長、及び各学級3名の学校祭実行委員で構成される。文化委員長は学校祭実行委員長を兼ねる。

第22条 文化委員会は次の事項を行う。

- 1 部及び愛好会の新設、存廃ならびに休部に関する事項
- 2 部活動の経過報告および計画
- 3 部活動の予算の審議
- 4 学校祭の運営

第23条 家庭クラブについては別に定める家庭クラブ規約による。

第24条 看護クラブについては別に定める看護クラブ規約による。

第25条 暁紅編集委員会は各学級2名の暁紅編集委員で構成され、互選により委員長を選出する。生徒会誌「暁紅」を編集する。

第26条 本会は次の専門委員会を置く。

- 1 図書委員会
- 2 保健委員会
- 3 視聴覚委員会
- 4 放送委員会

第27条 専門委員会は各々の学級から選出された委員で構成し、互選によりそれぞれの委員長を選出する。各々の委員会には職員が顧問としてつく。

第28条 各専門委員会は委員会で決める専門の業務を行う。

第4章 役員の選出および任務

第29条 役員の選挙については生徒会選挙管理規定による。

第30条 会長は生徒会を代表し、生徒総会、代議員会、執行委員会を統括する。

第31条 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

第32条 委員長、クラブ会長は委員ならびにクラブを統括する。

第33条 議長および副議長は生徒総会、代議員会および執行委員会の議事進行を行う。

第34条 書記は生徒総会、代議員会および執行委員会の議事を記録し、議事確認の報告を行う。

第35条 庶務は生徒会活動の事務を行い、会計は会計全般の事務にあたる。

第36条 監査は本会の監査にあたる。

第5章 会計

第37条 会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

第38条 生徒会の収入は会費およびその他の収入による。

第39条 現金の管理は学校事務に任せる。

第40条 会計報告は定期生徒総会で行う。

第6章 雑則

第41条 本会には次の帳簿を備える。

- 1 生徒会会則
- 2 生徒会選挙管理規定
- 3 生徒会日誌および資料
- 4 役員名簿
- 5 部員名簿
- 6 生徒総会議事録、代議委員会議事録、執行委員会議事録
- 7 会計簿、予算決算綴、支出簿
- 8 その他必要と認めた帳簿

第42条 部活動は次のように定める。

- 1 部は次の16部とする。
文化部 マンドリン 茶道 書道 食物
被服 報道 美術 華道
運動部 卓球 バレーボール ソフトテニス
バドミントン バスケットボール
柔道 陸上競技 ソフトボール
- 2 部への加入は一人一部とし、任意加入とする。
- 3 部員数は5名以上とする。
- 4 部の活動は週2回以上を原則とする。
- 5 部の部長、副部長は互選で決める。
- 6 部の新設および廃止については体育委員会、文化委員会で審議し生徒総会で議決する。

第43条 愛好会は次のように定める。

1 生徒5名以上で愛好会をつくることができるが顧問を置かなければならない。

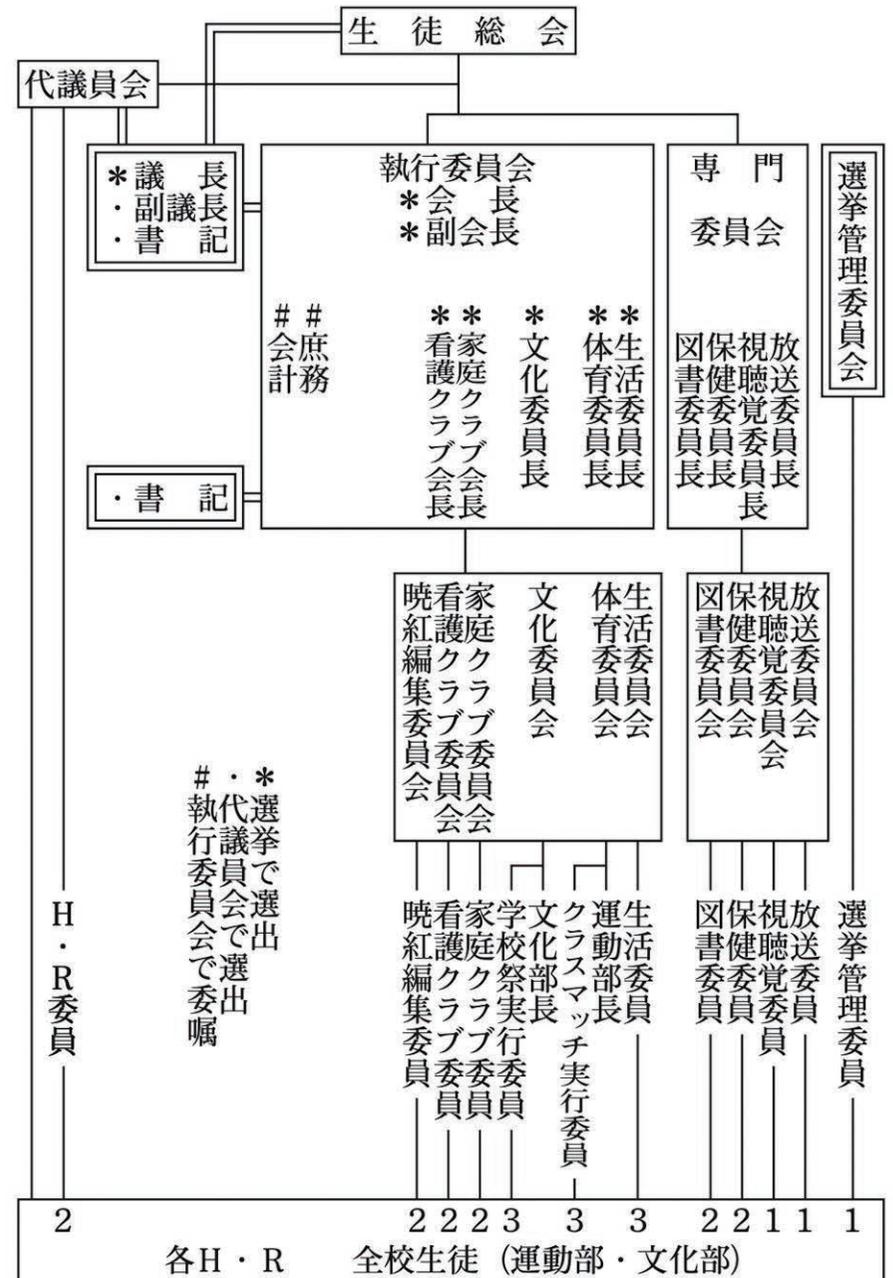
2 愛好会，同好会を作るときは体育，文化委員会に審議を要請し，生徒総会で承認されなければならない。

第44条 この規約の改正は生徒総会の議決によらなければならない。

附 則

この規約は平成15年4月改正し施行する
平成21年4月一部改正

生徒会機構図



生徒会選挙管理規定

第1章 総 則

第1条 この規定は生徒会会則第29条に基づいて定める。

第2条 選挙管理委員は各学級より1名選出され、9名によって選挙管理委員会を作る。選挙管理委員は生徒会役員と兼ねることはできない。

第3条 選挙管理委員会は互選により委員長と副委員長を選出する。委員長は必要により選挙管理委員会を招集する。

第4条 選挙管理委員会は生徒会役員選挙に関するすべての事務を行い、当選人を決める。

第5条 生徒会役員とは、生徒会長、副会長、議長、生活委員長、体育委員長、文化委員長、家庭クラブ会長、看護クラブ会長をいう。

第6条 生徒会員は選挙権と被選挙権を有する。

第2章 選 挙

第7条 選挙は毎年9月に行う。日時は選挙管理委員会で決める。

第8条 選挙の告示は投票日の2週間前に告示しなければならない。

第3章 投票および開票

第9条 投票は無記名式で行う。家庭クラブ会長は食物科及び福祉科の会員、看護クラブ会長は看護科会員が投票を行う。その他の役員につい

ては全会員が投票を行う。

第10条 投票用紙は各役員 of 立候補者を連記したものを選挙管理委員会で作成し、投票所で会員に渡す。

第11条 投票者は支持する候補者に○をつける。ただし、対立候補がない場合は信任投票とし、支持するときは○、支持しないときは×をつけて投票する。

第12条 投票日に投票できないときは告示の日から投票日の前日まで不在者投票を認める。不在者投票を行う会員は選挙管理委員会に申し出て投票用紙の交付を受け投票する。

第13条 開票は、各候補者の責任者および顧問教師の立ち会いで、即日開票とする。

第14条 次の場合は無効投票とする。

- 1 選挙管理委員会で作成した投票用紙以外のもの
- 2 対立候補者の複数に○をつけたもの
- 3 ○および×以外の記載のあるもの
- 4 選挙管理委員会で無効と認めたもの

第4章 当 選 人

第15条 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。同数の場合は決選投票を行う。信任投票については有効投票の過半数以上で信任とする。

第16条 当選人が確定したときは、ただちに生徒会長および校長に届けなければならない。

第5章 立候補

第17条 すべての会員は役員に立候補することができる。ただし、選挙管理委員が立候補するときはその職を辞さなければならない。

第18条 立候補する者は告示のあった日から5日以内に責任者1名および推薦者1名以上を連署して選挙管理委員会に届出を行う。

第19条 役員に立候補者がいない場合は選挙管理委員会の指示に基づいて各学級より候補者を推薦しなければならない。

第20条 役員に欠員が生じたときは、選挙管理委員は20日以内に告示し、選挙を行わなければならない。

第6章 選挙運動

第21条 選挙運動の期間は立候補の届出の日から投票日の前日までとする。

第22条 選挙運動は校地および校舎内とし、候補者またはその支持者が会員個人に投票を強要してはならない。

第23条 選挙ポスターは2枚、大きさは大判用紙4分の1とし、選挙管理委員会の許可を得たものでなければならない。

第7章 付則

第24条 この規定改正は生徒総会の議決によらなければならない。

第25条 この規定は平成8年4月から施行する。

家庭クラブ規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は山形県立山辺高等学校家庭クラブと称する。

第2条 (目的)

本会は次の事項を目的とする。

1. 家庭科に関する価値を認識し、興味を深める。
2. 家庭生活、社会生活の改善向上をはかる意欲と実践力を養う。
3. 自主的、科学的な生活態度を培う。
4. 勤労を愛し、社会に奉仕する態度を養う。
5. 各学校間の連絡を密にしてクラブ活動を発達させ、ひいては国際親善に寄与する。

第3条 (事業)

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 家庭クラブに関する調査研究、研究会、協議会などの開催ならびにこれに関する刊行物の発刊と配布
2. 地域社会への奉仕ならびに啓蒙を主とする講習会、講演会の開催
3. 社会の一員として、円満な人間関係をつくる社交性を身につけるための事業の開催
4. その他本会において必要と認められた事業

第2章 組織及び役員

第4条 (構成)

本会は次の会員をもって構成する。

1. 家庭科を学習する全生徒
2. 成人会員 (学校長, 顧問教師)

第5条 (組織)

本会に次の組織を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 学級クラブ

第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

会長1名, 副会長2名, 議長2名, 会計2名, 書記2名, 監査3名。

第3章 役員を選出及び任務

第7条 (役員選出)

役員を選出は次のとおりとする。

1. 会長は, 全クラブ員の選挙によって選出する。
2. クラブ役員は, 各学級より2名選出する。
3. 副会長, 議長, 会計, 書記, 連絡員は役員会においてクラブ役員の中から会長が委嘱する。

第8条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し, いっさいの会務を統

括する。

2. 副会長は会長を補佐し, 会長が事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は会計事務にあたる。
4. 書記は総会, 役員会の議事を記録し, 議決事項の報告をする。
5. 監査は会計監査にあたる。

第9条 (役員の仕事)

役員の仕事は1年とする。

第4章 会 議

第10条 (総会)

1. 総会は本会の最高議決機関であり, 年2回開催する。
2. 臨時総会は役員及び全クラブ員の3分の2以上の要請があったときに会長がこれを召集する。
3. 総会は全クラブ員で構成し, その3分の2以上の出席者をもって成立し, 出席者の過半数により議決される。

第11条 (役員会)

1. 役員会は総会に次ぐ議決機関であり, 役員全員をもって構成する。
2. 役員会は本会に関する一切の事業を立案計画し, クラブ員の承認を得てその執行にあたる。

第12条 (学級クラブ)

クラブ員は学級クラブを構成し、必要に応じて会合を持ち、クラブ活動の母体となる。

第5章 会 計

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の経費は会費並びに事業による収入、その他の収入をあてる。

第6章 附 則

第15条 本会の規約改正は、全クラブ員の3分の2以上の賛成がある場合にのみ行われる。

附則

本会の規約は、昭和47年12月11日より施行する。

昭和60年4月18日一部改正

昭和61年4月25日一部改正

平成6年7月23日一部改正

平成8年4月24日一部改正

平成11年4月24日一部改正

平成24年6月5日一部修正

看護クラブ規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は山形県立山辺高等学校看護クラブと称する。

第2条 (目 的)

看護科生徒相互の協力により、看護の重要性を認識し、資質の向上と豊かな人間性を養い、あわせてその親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事 業)

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究的な活動
2. 奉仕的な活動
3. 親睦を図るための活動
4. その他必要と認める事項

第2章 組織及び役員

第4条 (構 成)

本会は看護科全生徒で構成する。

第5条 (組 織)

本会に次の組織をおく。

1. 総会
2. 役員会

第6条 (役 員)

本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、会計1名、書記2名、

監査1名。

第3章 役員の選出及び任務

第7条 (役員選出)

役員の選出は次のとおりとする。

1. 会長は全クラブ員の選挙によって選出される。
2. 役員は各学級より2名ずつ選出される。
3. 副会長、会計、書記は役員会において、役員の中から選出され、会長が委嘱する。
4. 監査は総会において選出する。
5. 議長は、全クラブ員の中から会長が委嘱する。

第8条 (役員の任務)

役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し一切の会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は、総会、役員会の議事を記録し、議決事項の報告をする。
4. 会計は予算収支及び決算に関する一切の会計事務を行う。
5. 監査は会計監査にあたる。

第9条 (役員の任期)

役員の任期は1ヶ年とする。

第4章 会 議

第10条 (総 会)

1. 総会は会長が招集し、定期総会は年2回開催する。ただし、必要により臨時総会を開催することができる。
2. 総会は原則として会員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決される。
3. 総会の会場及び日時は、役員会において決定する。
4. 総会において予算・決算および一切の事業について審議する。

第11条 (役員会)

1. 役員会は総会に次ぐ議決機関である。
2. 役員会は本会に関する一切の事業を立案計画し、総会の承認を得てその執行にあたる。

第5章 会 計

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第13条 本会の経費は、会費並びに事業による収入その他の収入をあてる。

附 則

本会の規約は、昭和47年12月11日より施行する。

平成7年12月2日一部改正

平成22年12月10日一部改正

令和6年12月6日一部改正

諸届・許可願一覧

校内生活に関するもの	<ul style="list-style-type: none">・遅刻・早退届・異装届・校舎使用届・出席停止願・公欠許可願
校外生活に関するもの	<ul style="list-style-type: none">・自転車通学許可願・運転免許取得許可願・アルバイト許可願・止宿許可願
その他	<ul style="list-style-type: none">・休学願・退学・転籍・転学願・住所変更届

(各届・願は職員室に用意)